

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第3回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年8月4日（火）13時00分～18時00分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚、以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況をご報告します。本日は全員に出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、1名の傍聴希望者があり、本日は1名の方が傍聴されますので、併せてご報告をいたします。

【部会長】 前回の第2回専門部会では、労働者側引き上げ額87円、使用者側引き上げ額38円と労使双方から金額の提示がありましたが、金額に開きがあるなど、

いくつか更なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すことになっておりました。まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

【橋本委員】 はい。第1回の専門部会で、労働者側からご説明があった島根県の概況、この中の42ページに生活の実質賃金指数の推移というグラフがあります。事実ではありますが、非常にセンセーショナルなグラフで、島根の賃金が非常に低いという印象を持つグラフでございます。ただし、これが令和7年までの数字である、それから指数の推移であって、令和2年を100として、令和7年までどうなっているかというグラフのものであって、前年対比のものではないということを改めてご認識をいただきたい。

令和8年になりましてからは、島根の実質賃金は対前年同月比プラスで推移しています。例えば、令和8年1月は、これは決まって支給する給与をもとにした実質賃金ですけれども、1月は対前年同月比1.9%プラス。2月は0.0で前年と同じ、3月は0.9%のプラス、4月は2.0%のプラス、5月は1.8%のプラスということで、プラスで推移しておりますので、実質賃金指数は低いということではないとご理解いただきたいと思います。

【部会長】 その他何かありますでしょうか。

【景山委員】 はい、先ほどの件ですけれども、我々が使用したデータっていうのは、もう根拠的には県が示しているということと、毎勤統計に基づくものだということなので、これについては一定事実ということにさせていただきたいと思ひますし、橋本委員から令和8年のところについてはご紹介があったとおりですけれども、実質賃金を示す時には、決まって支給する給与のところを今言われたと思いますが、現金給与総額で示しているのではないかと思うので、そのところについては数字がそれぞれ違いますので、改めて認識をさせていただきたいと思ひます。

それから、昨年のデータについて、これだけ中央値と平均値と差が出ているのもあり、島根県の実態値として12月の給与、支給額がかなり低いです。ですので、それがこの数字の根拠になり得るなど。例えば実質賃金は全国でマイナス0.1%のところ、島根県はマイナス11.1%ということにして、この時に支払われた賃金、現金給与総額は全国の平均は63万余ですが、島根県は50万5千円ということになっておりまして、このあたりがこの数字を導き出している原因になっているのかなと思っているところでございます。さらに細分化していきたいということでございます。

【橋本委員】 はい。決まって支給する給与ではなくて、一般的に現金、給与総額で見ていくということでしょうか。

【景山委員】 ということになります。

【橋本委員】 はい。しかしながら、最低賃金の議論をするにあたって、賞与であるとか、期末手当の一時金等々を入れた現金給与総額で議論するのはいかなものかと思ひまして、私はあえて決まって支給する給与の数字を申し上げたところです。毎月の時給について話をするところですので、この際、賞与は関係ないじゃないかと、これは持論になるとは思いますが、そのような根拠があってそう申し上げたところです。

【石川委員】 金額の実額というよりも、その全国との比較だと思うんですね。そこを見ると差があるというのは間違いないなど。

その比較で言えば事実だと思います。

【部会長】 その他はよろしいでしょうか。

「（ありません。）」

【部会長】 その他ないようであれば休会といたします。委員の方々は各々別室にてお話しください。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休 会)

(再 開)

【部会長】 それでは会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側がプラス 6 4 円、使用者側はプラス 4 5 円の提示があり、現時点では、なお労使双方の主張に開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第 4 回の専門部会において金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】 会議次第の 3 番目のその他ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室 長】 次回専門部会の日程の確定をお願いしたいと思います。前回、開催候補日として 8 月 6 日の 1 7 時 0 0 分と決めておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」)

【部会長】 それでは次回第 4 回専門部会は 8 月 6 日の 1 7 時 0 0 分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不

当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。